

公益財団法人和歌山県文化財センター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人和歌山県文化財センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を和歌山県和歌山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、和歌山県における文化財等の調査、研究、保存、修理を行うとともにその活用を図ることにより、文化財等の保護並びに県民の文化財等に対する理解、認識を深め、もって文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 埋蔵文化財等の発掘、調査等に関する事業
- (2) 文化財建造物等の保存、修理等に関する事業
- (3) 文化財等の保護に係る普及、啓発に関する事業
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の種類別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益法人への移行時の基本財産として、別表で特定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理し、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の運用・管理)

第7条 この法人の財産の運用・管理は理事長が行うものとし、基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管

しなければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(暫定予算)

第10条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は予算成立の日まで前年度の予算に準じた予算を執行することができる。

2 前項の規定により執行した収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（「以下公益認定法施行規則」という。）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第13条 この法人に評議員6名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、理事会又は評議員が原案を作成のうえ、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人又は認可法人

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評

議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第16条 評議員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年総額15万円を超えないものとする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(評議員会)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任並びに理事及び監事の選任及び解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 理事、監事及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
- (5) 定款の変更
- (6) 毎事業年度の事業報告及び決算の承認
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会の開催の都度、出席した評議員より互選する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事長が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事長が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の設置)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事6名以上12名以内
- (2) 監事2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、2名を副理事長、1名を専務理事とすることができる。

- 3 前項の理事長、副理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する執行理事とする。

(役員の選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を処理する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の遂行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了のときまでとする。
- 3 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は役員としての職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第32条 理事及び監事には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(責任の一部免除)

第33条 この法人は、理事又は監事の一般法人法第198条において準用する同法第111条第1項の規定による賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 事業計画、収支予算、事業報告、決算等この法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第36条 理事会は、定時理事会として事業年度毎に年2回開催するほか、臨時理事会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた理事が理事会を招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事長が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第28条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 委員会

(委員会)

第43条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事長の諮問機関として委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、学識経験者等のうちから理事長が選任する。

3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議をもって理事長が別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

4 職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第45条 事務局には、第11条第2項に掲げる書類のほか、法令で定める帳簿帳及び書類を備えておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第50条第2項により別に定める定めによるものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

(解散)

第47条 この法人は、一般法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第48条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、評議員会の決議により類似

の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に寄附するものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第50条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第51条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第12章 補則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）

第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は、鈴木嘉吉とする。

4 この法人の最初の副理事長は、山口裕市とする。

5 この法人の最初の専務理事は、白藤正和とする。

6 この法人の最初の評議員は、次のとおりとする。

井 藤 徹

小 野 俊 成
加 藤 容 子
佐々木 公 平
立 花 秀 浩
千 森 督 子
津 井 宏 之
辻 本 勝
額 田 誠 規
和 田 晴 吾

7 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、次のとおりとする。

理 事 長(代表理事)	鈴 木 嘉 吉
副理事長(代表理事)	山 口 裕 市
理 事	白 藤 正 和
理 事	工 楽 善 通
理 事	櫻 井 敏 雄
理 事	西 川 秀 紀
理 事	林 宏
理 事	前 田 孝 道
理 事	水 田 義 一
理 事	森 郁 夫
監 事	風 神 正 典
監 事	井 上 誠

附 則

この定款は、平成２６年６月２０日から一部改正する。

附 則

この定款は、平成２７年６月２６日から一部改正する。

別 表

移行時の基本財産（第 5 条関係）

（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

定期預金・投資有価証券の総額	10,000,000 円
----------------	--------------